

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本研究会を、「子どもの咬合を考える会」と称する。

(以下本会という。)

### 第2条 (設立趣旨)

本会は、子どもの咬合や歯列に異常を来たす原因を知り、できるだけ早期に最適な対応をして、子どもの健全な咬合育成を促すことを基本理念とする。

このために咬合育成に関する諸問題を幅広く学習・研鑽し、その技術を習得し、日常臨床の場に活かし、“不正咬合の予防”に務めると共に、これを広く普及することを目的とする。

### 第3条 (事務局)

本会の事務局は、会長がこれを定める。

## 第2章 事業

### 第4条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために、次の行事を行う。

1. 毎月の定例会の開催
2. 年2・3回の会員研修会の開催
3. 特別講演会等の開催
4. その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
  - i 総会・臨時総会
  - ii 他の学会等での発表
  - iii その他

## 第3章 会員

### 第5条 (資格)

本会は、次の会員を持って構成する。

1. 正会員： 次の歯科医師及び医療関係有資格者を正会員とする
  - ① 本会の趣旨に賛同し、積極的に会行事へ参加・協力する者
  - ② 会費の納入、定例会での発表等、会員の義務を果たす者
2. 準会員： 次の歯科医師及び医療関係有資格者を準会員とする。
  - ① 本会の目的及び事業に賛同し協力はするが、地理的要因や公的な事情等で例会に参加しにくい事由を理事会で承認された者
  - ② 1年以上の正会員に席を置いた者（初年度からの準会員は設置しない）
  - ③ 準会員としての会費の納入等、準会員の義務を果たす者
  - ④ 準会員への登録は前年度末（5月末日）までに行う  
(途中での変更の場合でも、納入された会費は返金しない)
  - ⑤ 正会員の勤務医に限り、初年度からの準会員としての入会を認める

## 第4章 役員

### 第6条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1～2名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 相談役 若干名
6. その他理事会で承認された役員(会長補佐・特別講演会大会長・副大会長等)

### 第7条 (役員を選任)

役員を選任方法は次の通りとする。

1. 会長及び監事は、理事会において正会員の中から選出し、総会で承認を得る。但し、監事は他の役員を兼ねることはできない。
2. 副会長・理事・相談役は会長の任命により正会員の中から選出する。

### 第8条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員欠員を補充した時の任期は、前任者の在任期間とする。

## 第5章 会議

### 第9条 (会議の種類)

1. 本会は、総会、理事会等の会議を行う。
2. 総会は正会員を持って構成する。
3. 総会は正会員の出席をもって成立する。(第4項の代理人による議決権行使数及び代理人の無い委任状を含む) 出席者が過半数であることが望ましい。
4. 会員は本会の会員を代理人として議決権を行使することが出来る。
5. 代理人名の記載のない委任状は、議決権を有さない。

## 第6章 会計

### 第10条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

### 第11条 (経費)

本会の経費は、入会金、会費、特別講演会収益及び雑収入を持ってこれにあてる。

#### 第12条 (入会)

新入会員は、入会金として5,000円、並びにHP負担金10,000円を本会に納める。

#### 第13条 (会費)

1. 本会の会費は、前年度末日までに前納するものとする。  
(会費の詳細は別章にて定める)
2. 本会は、必要ある場合は、理事会の決議により、臨時会費を徴収することができる。
3. 一旦納入された会費は、いかなる理由をもっても返却しない。

#### 第14条 (会計)

1. 前年度決算及び翌年度予算は、理事会の議を経た上、これを総会に提出し、その承認を得なければならない。
2. 決算報告については、監事の監査を受けなければならない。

### 第7章 正会員の資格・特典

#### 第15条 (義務と権利)

本会の正会員は第5条第1項の義務を果たすことにより資格を得、特典を受ける権利を有する。

#### 第16条 (義務)

1. 年会費 36,000円及び第17条・第3項の臨時3時会費等の会費支払いの義務を持つ。  
(途中入会は当年度の月割残額(5月までの分)を一括して支払う。)
2. 定例会での発表は抽選により順番で例会発表を担当する。
3. 会の運営に必要な協力をしなければならない。

#### 第17条 (特典)

1. 会行事への無料参加
2. HP掲載
3. メーリングリストへの登録
4. 症例相談
5. 会所有のDVDの貸出
6. 共同購入の利用
7. 正会員の診療所に勤務している歯科医師及び医療関係有資格者の会員登録の優待
8. 会員スタッフの会行事への参加費の優待
9. 筑波総合歯研主催「3Dモジュール矯正4日間コース」の受講料の優待
10. TP Japanの商品の優待価格
  11. ロッキーマウンテンモリタの商品の優待価格
  12. オーティカの商品の優待価格
  13. 必要な情報の提供

## 第8章 準会員の資格・特典

### 第18条 (準会員の義務・権利)

本会の準会員は第5条・第2項の義務を果たすことにより資格を得、特典を受ける権利を有する。

### 第19条 (準会員の義務)

1. 年会費 10,000 円及び第17条・第3項の臨時会費等の会費支払いの義務を持つ。
2. 可能な限り会の運営に必要な協力をしなければならない。

### 第20条 (準会員の特典)

1. HP 掲載継続
2. メーリングリスト継続
3. 症例相談
4. 定例会へはその都度当日会費 3000 円を支払うことで参加可能。
5. 特別講演会の参加は本人に限り、10,000 円で参加できる。スタッフ割引はナシ。
6. 会員研修会はその都度会費 10,000 円を支払うことにより参加できる。
7. コワーカー参加可能な会員研修会は定員に余裕がある場合のみ会員同伴に限り参加することが出来る。ただし、参加費は規定により徴収する  
(勤務医はその限りではない)
8. 筑波総合歯研主催「3D モジュール矯正 4 日間コース」の受講料の優待
9. TP Japan の商品の優待価格
10. ロッキーマウンテンモリタの商品の優待価格
11. オーティカの商品の優待価格
12. 正会員に無料配布の書籍等は購入金額で購入可能

## 第9章 会員資格の変更・喪失

### 第21条 (会員種別の変更)

1. 年度途中での正会員から準会員への変更はできない(年度変わりでの手続きとする)
2. 準会員から正会員への変更は正会員の年会費 3 万 6 千円を限度に月割で徴収  
但し、準会員時に配布した資料・本等は配布しない

第22条 (会員の資格喪失) 会員は、退会及び除名によってその資格を喪失する。

### 第23条 (退会)

1. 正会員及び準会員は、退会しようとする場合には速やかにその旨を会長に申し出て、本会事務局に届け出るものとする。  
但し、年度途中であっても第13条に基づき会費の返金はできない。  
(未納分は納入すること)

2. 会員で所定の会費の納入が連絡なく2年間未納の時は、退会したものとみなす。  
(未納分は納入すること)

#### 第24条 (除名)

会員で、本会の名誉を毀損する行為があった場合、また、著しく本会の目的に反する行為があった場合、理事会の決議により、この会員を除名することが出来る。

### 第10章 改正

#### 第25条 (改正の手続き)

会則の改正は、理事会において発議し、総会において承認を得る。

### 第11章 補則

#### 第26条 (施行期日)

1. 発足 本会の発足は1995年8月6日である。
2. 施行 本会則は、2014年1月15日からこれを施行する。
3. 2016年6月15日 改定
4. 2017年6月4日 改定

以上

2014年1月15日制定

子どもの咬合を考える会

## 細則

#### 第1条 (オブザーバー)

本会の趣旨に賛同する本会員以外の者は定例会を見学することができる。

- ① オブザーバーとしての参加は2回までとする。
- ② オブザーバーは見学の際、当日会費を納入する。
- ③ オブザーバーは見学の際は、写真撮影、録音・録画は禁止する。

#### 第2条 (会員勤務医及び医療関係有資格者)

1. 正会員の勤務医並びに医療関係有資格者は初年度から準会員としてでも登録することができる。  
(入会金5,000円、年会費10,000円、例会参加費3,000円毎、会員研修会10,000円、特別講演会10,000円とする。)
2. 会員が準会員に移行した場合は資格喪失または本人が正会員として移行登録する必要

がある。

3. 独立開業し会員資格を継続する場合は、HP登録料を納め、正会員として登録する。  
(新たな入会金は不要)
4. 準会員の勤務医は一般扱いとし、会員研修会に参加することはできない。  
特別講演会は一般参加扱いとなる。